武蔵村山市立第一中学校ＰＴＡ規約

第1章　　総 則

第１条　　本会は、武蔵村山市立第一中学校ＰＴＡといい、事務局を武蔵村山市立第一中学校におく。

第2章　　目 的

第２条　　本会の目的は、次のとおりである。

１　家庭、学校、社会が力を合わせ、生徒の幸福を図る。
２　民主的教育に対する理解を深め、これを推進する。
３　保護者と教師の親睦を図る。

第3章　　方針と性格

第３条　　本会の運営は、次のとおりである。

１　教育を本旨とする民主的団体として活動する。
２　生徒の幸福のために活動する他の社会的団体および機関、特に武蔵村山市内中・小学校ＰＴＡと密接に協力する。
３　適正な教育予算の充実を期するために努力する。
４　自主独立のもので他のどんな団体の支配も統制も干渉も受けない。
５　非営利的、非宗教的、非政治的であって、本会の名で営利的事業を支持したり、他のどんな候補者も推薦しない。
６　学校問題については、学校教職員および教育委員会と討議し意見を具申し、参考資料を提供するが、直接学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第4章　　会 員

第４条　　本会員は武蔵村山市立第一中学校に在学する生徒の保護者および武蔵村山市立第一中学校教職員を会員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章　　活動機関

第５条　　本会には次の機関をおく。

１．総会　２．ＰＴＡ委員会　３．中央委員会　４．本部役員会　５．学年委員会　６．地区会
７．専門部会

第６条　　総会は毎年１回、その他必要あるときは臨時に開催し、規約の改正、本部役員の選出、予算・決算の承認、その他の重要な事項を審議決定する。

第７条　　ＰＴＡ委員会の構成は次のとおりとする。

１　本部役員
２　地区委員（各地区より選出する。）
３　学年委員（各クラスより選出する。）
４　学校教職員より選出された若干名の委員

第８条　　ＰＴＡ委員会は、総会に次ぐ決議機関であって、その任務は次のとおりである。

１　各種の計画を立て、予算案を作成する。
２　規約の改正原案を作成する。
３　専門部を組織する。
４　教育振興に関する諸問題の研究および具申。

第９条　　中央委員会の構成は次のとおりとする。
　１　本部役員
　２　専門部会部長（各専門部会より１名づつ選出）
　３　学年委員会委員長（各学年委員より１名づつ選出）
第10条　　中央委員会は、必要に応じてＰＴＡ委員会に提出する原案を作成し、緊急な場合は、ＰＴＡ委員会に代わってその任務を代行することができる。
第11条　　学年委員会は各学年委員会および担任教師で組織し次の事業をする。
　１　授業の共同参観
　２　教育に関する懇談会
　３　相互の親和および教養に関する会
　４　必要に応じ学級毎に懇談会を開く
　５　その他
第12条　　地区会は地区内会員および地区担当の教職員で組織し次の事業をする。
　１　教育問題、特に生徒の校外生活指導についての懇談会。
　２　地区施設（お祭り、地区生徒会、展覧会、文庫、遊び場等）の運営および指導。
第13条　　専門部会はＰＴＡ委員会によって決定された分掌任務を研究実施する。
第14条　　各地区には必要に応じ若干名の協力委員をおく。

第6章　　経 理

第15条　　本会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄付金で支弁する。
第16条　　本会の会員は、会費として年額次のとおり納入するものとする。
　　在学生徒１世帯につき２４００円
　　＊　但し、転入の場合は対象月×２００円を徴収し、転校の場合は残り月×２００円を返金する。
第17条　　本会の資産は、第２条の目的達成のため他に使用しない。
第18条　　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年の３月３１日に終わる。

第7章　　本部役員･会計監査

第19条　　本会に次の本部役員をおく。本部役員は会員の中より選出する。

１	会長	１名	保護者
２	副会長	若干名	副校長
			保護者（若干名）
３	書記	若干名	教職員　１名
			保護者（若干名）
４	会計	若干名	教職員　１名
			保護者（若干名）
５	会計監査	２名	保護者

第19条の１　本会には、前本部役員を相談役（任期１年）としておくことができる。また、各会議に要請があれば出席し、助言を述べる事ができる。
第19条の２　学校長は学校を代表し、全ての会に出席することができる。また必要に応じ助言を述べることができる。
第20条　　本部役員の任務は次のとおりとする。

１	会長	本会を代表して会務を総理し総会・ＰＴＡ委員会・中央委員会を召集する。
２	副会長	会長を補佐し、会長事故あるときは代理を務める。
３	書記	会議の記録、その他の庶務にあたる。
４	会計	一切の会計業務にあたる。
５	会計監査	会計の監査をする。
６	相談役	PTA 活動に対しての助言・補助を行う。

第21条　　選出および任期は以下のとおりとする。

1　本部役員の選出は、中央委員会で選出委員を選び、選考委員会を構成し、本部役員候補の選出にあたり、ＰＴＡ委員会に提案し了承を求め、総会に図りこれを決定する。

2　本会の本部役員、各委員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。欠員を生じたときは補充し、任期は前任者の残存期間とする。

第8章　　総 会

第22条　　総会の成立は、会員の３分の１以上の出席を必要とする。ただし、委任状による出席を認める。
議決は、出席者の過半数の同意による。ただし、可否同数の場合は議長が議決する。

第23条　　定期総会は次のことを決める。

1　事業報告、決算報告と承認

2　本部役員および会計監査の承認

3　事業計画案、予算案の承認

4　規約の改正

5　その他各委員会より付議された事項

第9章　　表 彰

第24条　　本会のため功労のあった者に対し、本部役員の推薦にもとづき表彰することができる。

附 則

本規約は昭和55年4月26日より施行する。

昭和６０年４月２７日　　一部改正
平成　３年４月２０日　　一部改正
平成　５年４月２４日　　一部改正
平成１４年４月１９日　　一部改正
平成１９年５月２５日　　一部改正
平成２６年５月　８日　　一部改正

武蔵村山市立第一中学校PTA慶弔規定

第１条　会員および生徒が死亡したときは５，０００円とする。

第２条　会員の災害および傷病のときは見舞金をおくることができる。

第３条　会員の公務に伴う傷病災害については、本部役員の協議による。

第４条　教職員の転退職は、次のとおりとして、必要があるときは記念品をこれに付加することができる。

1　３年以下の教職員が転退職したときは、餞別金として３，０００円をおくる。

2　３年以上は、１年毎に１，０００円を加算する。

第５条　その他必要と認めたときは、本部役員協議の上、決定する。

昭和６０年４月２７日　　一部改定